

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とバイオ後続品(バイオシミラー)の使用推進について

当院では、厚生労働省の方針に従い、後発医薬品とバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品・バイオ後続品の採用に当たっては、品質確保、十分安全な情報提供、安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品・バイオ後続品への変更について、ご理解ご協力をお願い致します。

- 院外処方せんで受け取った薬に関しては、院外薬局（保険調剤薬局）へお問い合わせください

～後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは～

新薬（医薬品メーカーが初めて作る薬のことで、先発医薬品ともいいます）の特許期間終了後に、有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果がおなじものとして新たに申請され、厚生労働省の承認を得て、製造・販売される医薬品のことです。特許期間が経過した後に製造されるため、研究開発費の費用を抑えることができ、価格が安くなります。

～バイオ後続品（バイオシミラー）とは～

国内で既に承認され、特許期間、再審査期間が満了した先行バイオ医薬品に対して、品質、有効性及び安全性が同等・同質であるように開発されたバイオ医薬品で、先行バイオ医薬品を製造・販売するメーカーとは異なるメーカーが開発したものです。
市販後の安全性管理は新薬と同様に行われており、安全性の確保が図られています。